

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

プラント施工において、それぞれが高い専門性を持つ協力会社と設計段階から連携し、最適なチームを組成します。これにより、元請け・下請けの垣根を越え、顧客の高度な要求に応えるサプライチェーン全体の価値向上を目指します。

#### b. IT実装支援

施工現場における円滑な情報共有と安全管理のため、クラウド型の工程管理・コミュニケーションツールを導入します。協力会社にもその活用を積極的に働きかけ、必要に応じて操作方法の指導等を行うことで、サプライチェーン全体の生産性向上を支援します。

#### c. 専門人材マッチング

当社の持つ幅広いネットワークを活かし、特定の技術や資格が必要な工事において、協力会社が抱える人材不足等の課題に対し、信頼できる他の専門工事業者を紹介・マッチングすることで、事業機会の創出と人材基盤の強化に貢献します。

#### d. グリーン化の取組

施工に使用する重機や車両について、燃費性能が高く排出ガスの少ない最新モデルへの更新を進めます。また、現場での廃棄物削減・リサイクルを徹底するよう協力会社と共に取り組み、環境負荷の低減に努めます。

#### e. 健康経営に関する取組

当社の安全衛生基準やノウハウを協力会社と共有し、定期的な合同安全パトロールを実施します。また、夏季の熱中症対策や冬季の防寒対策として関連資材を協力会社にも提供し、共に働く全ての人の健康と安全を守ります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他(任意記載)

有限会社有村工業 代表取締役 有村 貴広

2025年8月4日

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。